

## 東京大学 本部保全課 特任専門員(特定有期雇用教職員)募集要項

- 1.職名及び人数 :特任専門員 1名
- 2.契約期間 :令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
- 3.更新の有無 :更新する場合があります。更新する場合は、1年度ごとに行う。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は4回、在職できる期間は令和13年3月31日を限度とし、以後更新しない。
- 4.試用期間 :採用された日から 14日間
- 5.就業場所 :東京大学本郷キャンパス内(東京都文京区本郷7-3-1)※変更の範囲:原則同一部局内
- 6.所属 :本部保全課環境整備チーム ※業務の都合により変更することがある。
- 7.職務内容 :キャンパス内の屋外清掃・植栽管理業務(落ち葉、ごみの分別、除草作業、花壇の手入れ等)に従事する知的障害のあるスタッフに対しての業務指導及び管理等を行う(コーディネーター業務)。年間通して屋外作業に従事し、知的障害のあるスタッフと共に作業も行う。また、コーディネーター及びスタッフを統括し、業務が円滑に進むように関係機関(学内・学外)との連絡・調整及び所属する職員の人事・労務管理(障害のあるスタッフへの業務指導や生活指導等を含む)に関する業務を行う。
8. 就業日・就業時間・休日 :標準的な就業日・時間は週 5 日(月曜日～金曜日)8:30～17:15(12:00～13:00 休憩)  
土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) は原則休日  
ただし、管理職相当のため始業・終業の時刻、休憩時間、休日等の就業上の規定は適用されない。
- 9.休暇 :年次有給休暇、夏季特別休暇、特別休暇 等
- 10.賃金等 :年俸制を適用し、管理職手当相当額及び業績・成果手当を含め月額 30 万円～50 万円程度(資格、能力、経験等に応じて決定する)、通勤手当(原則 55,000 円/月まで)退職手当、賞与はなし。  
当月17日支給
- 11.加入保険 :文部科学省共済組合、雇用保険に加入
- 12.応募資格 :1)学内事情に精通し、特に本学における人事・労務管理・運営能力と知識経験を有する方  
2)知的障害のある方の雇用について理解があり、個々の障害レベルと特性を把握し、指導力を持って仕事が行え、チームの一員として協調性のあること。  
3)事務業務を遂行できる PC ソフト(Word,Exce,Powerpoint,E-mail 等)の操作が円滑に行えること。  
4)環境美化に興味があり、屋外作業に意欲のあること。
- 13.提出書類 :1)東京大学統一履歴書 1部(以下よりダウンロードのうえ、作成すること。)  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>  
2)応募に当たっての抱負 1部 ※A4版で1枚以内(厳守)で作成すること。
- 14.提出方法 :〈電子媒体での提出の場合〉  
上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードすること。  
<https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.sisetsusoumu.adm/EortKB-W0adIsSPzEa71vCMBUcJ8C3iKjyoBHf3p-QiPdG>

※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

〈郵送での提出の場合〉

封筒に「本部(施設部)保全課環境整備チーム(本郷) 特任専門員 応募書類在中」と朱書し、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。

※応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

15.応募締切 : 令和7年11月4日(火)必着 締切後に書類選考の上、合格者に対し面接を実施。

※適任者があり次第、受付を締め切る場合があります。

16.問い合わせ先: 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 本部棟9階

国立大学法人東京大学 施設部施設企画課 担当: 米澤

TEL:03-5841-2203

e-mail: sisetsusoumu.adm@mail.u-tokyo.ac.jp

※メールを送信する際は全角@を半角@に変換してください。

17.募集者名称 : 国立大学法人東京大学

18.受動喫煙防止措置の状況 : 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)

19.その他 : ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。